平成２７年（フ）第２１０号
福井市上北野２丁目20番34号
破産者　髪井　英二
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1679番地４
破産者　新多　光彦
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１９９号
愛知県西尾市吉良町上横須賀八王子22番地
破産者　岡田　彰文
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
愛知県豊田市朝日町２丁目27番地５　アウローラＫⅡ103号、住民票上の住所北海道苫小牧市有珠の沢町６丁目30番14号
破産者　石澤　　衡
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
京都府亀岡市篠町柏原中又50番地１　ヴィラピーシス107号、開始決定時の住所京都府亀岡市篠町篠八幡裏24番地３
破産者　田原　昭三
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
高知市鳥越154番地10　山崎英一方
破産者　山崎　　純
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目16番15号
破産者　岡野　武司
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
大阪府泉南郡岬町淡輪1246番地の１
破産者　田中　　光
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
大阪府貝塚市澤1112番地６サンドリーム202号
破産者　橋本　利明
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
大阪府岸和田市東大路町152番地の13
破産者　岡　　知代（旧姓豊田）
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
奈良市五条西１丁目24番25―Ｂ102号
破産者　三森　洋一
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
盛岡市三本柳２地割39番地20
破産者　阿部　絵理（開始決定時の姓佐々木）
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１１１号
埼玉県加須市根古屋639番地１
破産者　マクロビジネスこと　斉藤　芳一
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１７号
埼玉県上尾市川１丁目１番地37
破産者　家村　博行
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目25番20号、前住所群馬県伊勢崎市波志江町4131番地２　グラティチュード華蔵寺Ｂ102
破産者　鈴木　和美（旧姓前濱）
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
静岡県藤枝市田沼１丁目25番６号
破産者　吉井　和生
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９号
名古屋市瑞穂区苗代町27番４号、従前の住所愛知県豊田市高原町１丁目１番地17（サンシティ上豊田駅南901号）
破産者　三井　一人
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４号
神戸市兵庫区西出町２丁目３番23―203号
破産者　栗原　伸行
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９号
兵庫県三木市与呂木683番地の341
破産者　大西　一明
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部